

睦沢町行政改革プラン

《睦沢町第2次集中改革プラン》

～笑顔あふれるまち 睦沢のために～

平成22年度～平成26年度

睦 沢 町

睦沢町集中改革プラン大綱
～笑顔あふれるまち 睦沢のために～

I はじめに

本町では、平成13年度に定めた「睦沢町行政改革大綱」を、新たな時代にふさわしい行政システム構築のため見直しを図り、平成17年11月に、平成21年度までの5年を期間とする「睦沢町集中改革プラン大綱」を定め、それに基づいた具体的な実施計画である「睦沢町集中改革プラン」を実施してまいりました。

具体的方策としては、1. 事務事業の見直し、2. 財政構造の体質強化など7つの項目からなり、5年間の中で順調に各々の目標が達成されたものと理解しております。

この5年間においては、政権交代の実現など我々市町村を取り巻く状況は大きく変化をいたしました。また、身近なところでは平成19年4月から2回目となる、長生郡市合併協議会が設置されたものの、約9か月の協議を経た後協議会が解散するという事態になり、今後は町単独で自立可能な行政運営を行っていかねばなりません。

今回策定しました「睦沢町第2次集中改革プラン」は、平成20年3月に策定しました「睦沢町第2次総合計画」による町の将来像「きれいな水 豊かな土 支えあう人の和で築く ふるさと むつざわ」実現のための基礎となるものであり、職員一丸となり取り組む所存でありますので、住民各位のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

II 前計画の成果（概要）

【事務事業の見直し】

- 各区への委託事業・・・総合交付金の実施により 70%の減
- 公共施設の業務委託料見直し・・・8,109千円の減
- 事務事業の民間委託等の推進
 - ・総合運動公園、睦沢町総合交流拠点施設（つどいの郷）、福祉交流センターを指定管理者委託
 - ・青年館を各区へ無償譲渡
- 幼保一体化の推進・・・睦沢こども園の設立

【財政構造の体質強化】

- 施設等使用料の見直し・・・公民館使用料 632千円の増
- 普通財産の譲渡・・・団地区画を含み 27,590千円を売却
- 税の徴収体制の充実・・・滞納分徴収率 H17 16.52%

H18 23.25%
H19 13.09%
H20 17.69%
H21 17.00% (見込)

○県外出張における日当の廃止・・・190,400 円の減

【組織・機構の簡素合理化】

○委員会・協議会・審議会の見直しと統廃合

・・・機構改革に伴う見直しを実施

○機能的な組織・機構の見直し・・・H21 機構改革を実施

【給与・定数定員管理の適正化】

○適切な定数定員管理と人材配置・・・目標数値より▲7名

○職員の意識改革・・・特別職給料の減額 (H21)

(町長 10%、副町長 7%、教育長 5%)

【効率的な行政運営のための職員の能力開発等の推進】

○職員における専門研修への参加・・・H21 末延べ 29 名

【行政情報化の推進】

○ネットワークシステムの有効活用・・・内外に対し電子メールを活用

○電算システムの効率的な導入・・・7,671 千円減額

【公正の確保と透明性の向上】

○人事給与関係の公表・・・広報、HP で公表

Ⅲ 改革の基本理念

(1) 住民の視点に立った行政改革の推進及び住民と行政の責任分野の明確化

行政改革は、住民と自治体が一体にならなければ推進できません。そのためには住民への情報提供・情報公開を積極的に行い、住民の意見を的確に把握し、反映させた行政システムの構築に努めます。

(2) 職員の意識改革

行政の活力を得るためには、従来の行政システムを見直し行政運営に適した効率を求めなければなりません。そのためには、職員自らが常にスキルアップに努め、今そして次の時代に合った意識改革を行い具体的な施策の構築に努めます。

(3) 健全な行財政運営

行政の基本は、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげる」ことです。その原点を基に、サービスと経営感覚のバランスに重点をおいた行政改革を進めます。

(4) 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

(5) フォローアップ

各年度末に実施状況を点検評価、「睦沢町行政改革推進委員会」に結果を報告し、必要に応じ見直しを行うこととします。

IV 改革の具体的方策

【事務事業の見直し】

複雑、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため透明性の確保を図るとともに、企業経営的手法も取り入れ事務事業全般について随時見直しを行い、改革の成果を定着させるよう努め財源の有効活用を図る。

①事務事業の整理合理化

簡素で効率的な事務処理を図るため、職員参加による明確な目標設定と効果的な進行管理の徹底、提案制度の導入により職員意欲の改善に努め公務効率の向上を図る。

②事務手続きの見直し

住民サービス向上のため、申請・許認可等の手続きについて行政手続法の趣旨に基づき明確化を図り、処理日数の短縮等を積極的に推進する。

③アウトソーシング（外部委託）の推進

行政の効率化、住民サービスの向上等に主眼を置き外部に委託した方が効率的・サービス向上が見込める業務については積極的なアウトソーシング化を推進する。

④公共施設の適正な管理運営

住民要望を反映しながら、公共施設の適正な配置と整備に努め、効率的、効果的な運営管理の総点検を行い、施設の統廃合、管理運営について民間委託を含め計画的に推進する。

【財政構造の体質強化】

町税をはじめ、自主財源の確保に努め、引き続き予算の厳正な執行を図るとともに、経費全般を徹底的に見直し節減合理化を図る。特に町税については課税対象の正確な把握、滞納整理を行い収納率の向上に努める。また、受益者負担の原則を踏まえ、使用料・手数料の見直しを行う。

①歳入の確保

自主財源の根幹である町税収入の確保に努めることはもとより、適正な受益者負担について住民の理解を求め、使用料・手数料を見直す。

②歳出の抑制

経常的経費の更なる抑制を図り、内部管理費の徹底した削減・公共工事のコスト縮減対策を積極的に推進する。

【組織・機構の簡素合理化】

新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応した行政サービスが展開できるよう、実情に応じた組織・機構の見直しを図る。

また、見直しに当たっては状況を的確に見極め、必要性を考慮した新設・統廃合を行うなど、事務事業の円滑な推進のため効率的な組織・機構とする。

①効率的な組織づくり

住民ニーズに即応できる組織づくりを目指し、行政組織を含め随時検討・見直しを行う。また、各種協議会等においても更なる統廃合を検討する。

【給与・定員管理の適正化】

新たな行政需要に対しても、臨時職員の有効活用等検討し定員管理の適正化を図る。また、定期的に事務事業の見直しを行い効率的な職員配置とする。

①定員適正化計画

これまでの定員管理の実績、今後の行政需要動向等を踏まえ、行財政環境の変化に即応した定員管理の積極的な見直しを図る。

②給与の適正化

国・県の人事院勧告及び近隣市町村の給与水準を勘案し、給与の適正化に努める。また、各種手当については支給基準・対象を精査し、制度の趣旨に合致しない、制度があっても支給していないものについては、廃止を含め抜本的な見直しを図る。

【効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進】

人材育成の観点に立った人事管理を行い、職場における実務研修、各種機関で行われる研修・自己啓発等、総合的な人材育成に努め、地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上が図られるように、高度・専門的な研修等の充実に努める。また、幅広い見識を身に付けた職員の育成を図るため、他の地方公共団体等との人事交流の推進を検討する。

①職員研修の充実

初級・中級・管理職員それぞれの職務に応じた一般研修の他、時代の変化に対応するための特別研修を実施する。

②人事交流等

指導機関への派遣を積極的に取り入れ、人事交流を積極的に推進することにより、職員の意識改革を図る。

【行政情報化の推進】

行政サービスの向上を図るため、高度情報通信技術を積極的に導入し、他の団体との広域ネットワークの整備に努める。

①行政情報のネットワーク化の推進

関係機関とのネットワーク整備及び情報通信媒体を使用した情報公開のため、計画的にOA機器の導入・更新を図り高度な行政情報通信ネットワークの整備を図る。

②通信環境の整備

庁内における高速通信基盤（光ファイバー通信網）の整備を、関係機関と連携し積極的に推進する。

【公正の確保と透明性の向上】

開かれた町政運営実現のため、公正・透明性を一層推進し住民に行政情報を的確かつ迅速に行い、住民参加型の行政運営に努める。

①情報公開の推進

個人情報保護に留意し、行政情報を可能な限り住民に公開するため、条件整備を行い情報公開の推進を図る。

②監査機能の強化

適正で効率的な行財政運営を確保するため、監査機能の一層の充実を図る。

③住民への情報提供

行財政改革の内容や推進状況について、住民の理解と協力が得られるようその効果や内容についての情報を積極的に公開する。

【快適環境の推進】

世界的に機運の高まりを見せている環境問題に対応するため、市町村レベルで対応が可能な施策を積極的に推進する。

①Co2削減に配慮した事業の推進

地球温暖化防止の一環として、Co2削減に関連する事業の積極的な推進を図る。